

# 防災区民組織 新規結成のご案内

世田谷区では、区民の自主的な防災組織の育成及び円滑な活動を図ることを目的として「防災区民組織」への支援を行っています。

## 1 防災区民組織とは

震災から地域社会を守るために、町会・自治会やマンションなどを単位として、区民が自主的に結成した組織のことをいいます。

区では、区民への防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、消防署等の防災機関と協力し、防災区民組織の活動を支援しています。

## 2 防災区民組織の登録には

各総合支所地域振興課に連絡の上、以下の書類を区へご提出ください。

<必ずご提出いただくもの>

- 防災区民組織結成届
- 防災区民組織役員名簿
- 防災区民組織規約

<該当団体のみ>

- 防災区民消防隊員名簿(消防隊を結成する団体のみ)

## 3 防災区民組織の登録ができれば

区から以下の支援を受けることができます。いずれも防災区民組織からの申請に基づき供与・交付しますので、必要に応じて申請してください。

- 防災資機材の供与(結成時のみ) ⇒4参照
- 活動奨励金の交付 ⇒5参照
- 防災資機材の購入等の助成 ⇒6参照

**※いずれも区の予算の範囲内での支援となります。**

## 4 防災資機材の供与(結成時のみ)

◆登録時に区から供与する防災資機材

大ハンマー	バール	剣スコップ
油圧ジャッキ	ボルトクリッパー	ロープ
片刃のこぎり	なた	防水シート
三角巾		

## ◆区民消火隊結成時に供与する防災資機材

品目	数量
スタンドパイプ(または可搬式消防ポンプ※)	1
格納庫	1
防火着衣一式	区民消火隊の構成人数分
ヘルメット	区民消火隊の構成人数分

※可搬式消防ポンプ(D級)は、メーカー製造中止

### <要件>

- ① 常時、地域住民6名以上の防災要員が確保されていること
- ② 格納庫を設置する用地が確保されていること
- ③ 消防水利が確保されていること

## 5 活動奨励金の交付

- ◆活動奨励金 申請に基づき活動奨励金を毎年交付します
- 登録初年度 25,000 円
- 翌年度以降 500 世帯未満…10,000 円  
500 世帯以上…20 円×世帯数

### <活動奨励金の対象となる活動>

- ① 防災訓練の実施
- ② 可搬式消防ポンプ・スタンドパイプ操法訓練の実施
- ③ 防災意識の啓発・防災知識の普及

### <活動実績報告>

所定の様式により活動実施報告書をご提出いただきます。

## 6 防災資機材の購入等の助成

- ◆防災資機材助成 申請に基づき、防災資機材購入等に対して助成限度額の範囲内で毎年助成します。

### <助成限度額>

- 登録初年度 50,000 円+世帯数に応じた額
- 翌年度以降 世帯数に応じた額(21,500 円~163,400 円)

<防災資機材助成の対象となるもの>

区分	助成対象資機材の種類
情報連絡用資機材	ハンドマイク、トランシーバー、非常用ラジオ等
救出・救護用資機材	リヤカー、はしご、脚立、バール、スコップ、ハンマー、電動のこぎり、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、担架、救急セット等
消火用資機材	可搬式消防ポンプ、スタンドパイプ、ホース、消火器、バケツ、ポリタンク等
避難用資機材	ヘルメット、投光器、腕章、発電機、強力ライト、乾電池、テント、ブルーシート、毛布、簡易トイレ、標旗、ガラス飛散防止フィルム、家具転倒防止器具等
備蓄用食糧	備蓄用食糧、備蓄用飲料水等
その他	資機材修繕のほか、区長が必要と認めたもの

<購入実績報告>

所定の様式により実績報告書をご提出いただきます。(一部を除き、領収書の添付が必要です。)

【添付資料】

- ・ 防災区民組織の育成に関する要綱
- ・ 防災区民組織活動奨励金の交付及び防災資機材の整備の助成に関する要綱
- ・ 防災区民組織結成届
- ・ 防災区民組織役員名簿
- ・ 防災区民消火隊員名簿
- ・ 防災区民組織規約の例

【お問い合わせ】

	電話	FAX
世田谷総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	03-5432-2831	03-5432-3032
北沢総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	03-5478-8028	03-5478-8004
玉川総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	03-3702-1603	03-3702-0942
砧総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	03-3482-2169	03-3482-1655
烏山総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	03-3326-9249	03-3326-1050